

令和8年度愛知県立旭野高等学校推薦選抜実施要項

1 出願資格

本校普通科の推薦選抜に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までの全ての条件及び「2 推薦基準」を満たし、中学校長（義務教育学校及び中等教育学校の校長を含む。以下同じ。）の推薦を得た者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 本校普通科を志望する意志が強く、動機・理由が明白・適切であること。
- (3) 人物及び学習成績が優れていること。

2 推薦基準

(1) 「㉞ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」として、本校普通科の教育課程を履修する学力を有するとともに、次の事項のいずれかに該当すること。

① スポーツ活動において、次のいずれかに該当する者

- ア 「支所大会」以上、またはそれに準ずる大会に出場したチームの正メンバーまたは個人で、優秀な成績を収めていること。
- イ 「名古屋市大会」以上、またはそれに準ずる大会に出場したチームの正メンバーまたは個人で、優秀な成績を収めていること。
- ウ 上記のア、イに該当しないチームの正メンバーまたは個人のうちで、上記のア、イと同等の能力と実績を有し、推薦に値すると考えられる者であること。

② 文化・芸術活動において、次のいずれかに該当する者

ア 音楽

「地区大会」以上、またはそれに準ずる大会に出場したチームの正メンバーまたは個人で、優秀な成績を収めていること。

イ 美術、書道、その他の文化的活動

「地区大会」以上、またはそれに準ずる大会・コンクールに出場・出品して入賞したチームの正メンバーまたは個人で、優秀な成績を収めていること。

ウ 上記のア、イに該当しないチームの正メンバーまたは個人のうちで、上記のア、イと同等の能力と実績を有し、推薦に値すると考えられる者であること。

③ 奉仕活動等において、次のいずれかに該当する者

ア 他の生徒の模範として中学校長より推薦され、原則として県あるいは名古屋市以上のレベルで表彰された者であること。

イ 生徒会役員を務め、生徒会活動での実績が推薦に値する者であること。

ウ クラス長または副クラス長を務め、HR活動での実績が推薦に値する者であること。

エ 部長等リーダー的な役割を務め、部活動等での貢献度が推薦に値する者であること。

オ 資格・検定等において優れた技能を修得している者であること。

カ 総合的な学習の時間において、独創的な研究や継続的な活動に取り組み、その成果を学校の内外において発表し、その他優れた活動実績を認められた者であること。

(2) 「㊸ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」として、本校普通科の教育課程を履修する学力を有するとともに、保護者又は志願者が「令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す「『恵まれない環境』に該当する事由及び証する書類」の事由のいずれかに該当すること。

(3) 「㊹ 人物が優れており、『調査書情報』の『学習の記録』が優秀で、学習活動において他の模範となる者」として、勉学への強い関心と意欲があり、学習面でクラスのリーダーとなり継続的に努力できる者であること。

(4) 本校の推薦選抜において特に重視すること

ア 将来に向けて明確な進路希望を持ち、その実現に向けて粘り強く取り組むことができること。

イ 学習に真面目に取り組むとともに、部活動等にも積極的に参加し、活動する意欲のあること。

3 合格者数

推薦選抜の合格者は、本校普通科の募集人員の10%程度から15%程度とする。

なお、「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の募集については、当該学科の募集人員のおおむね5%とし、上記に含む。

4 出願の手続き

令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

5 面接の実施期日

令和8年2月5日（木）

なお、集団面接で行う。

6 合格発表の日時及び方法

令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

7 検査当日の留意事項及び合格者登校日の日程等

(1) 検査当日の留意事項については、出願受付締切日の翌日までに、本校ウェブページに掲載するので、志願者は必ず確認すること。

(2) 合格者登校日の日程等については、一般選抜の合格発表日までに、本校ウェブページに掲載するので、合格者は必ず確認すること。

(URL : <https://asahino-h.aichi-c.ed.jp/cms/>)

